

◎就学前の子どもに関する保育及び子育て支援の総合的な提供の推進に関する法律案新旧対照条文

○児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行（平成十七年法律第二百二十三号による改正後）
<p>第二十一条の八 市町村は、次条に規定する子育て支援事業に係る福祉サービスその他地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスが積極的に提供され、保護者が、その児童（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。以下この款において同じ。）及び保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況に応じて、当該児童を養育するために最も適切な支援が総合的に受けられるように、福祉サービスを提供する者又はこれに参画する者の活動の連携及び調整を図るようすることその他の地域の実情に応じた体制の整備に努めなければならない。</p> <p>第二十一条の九 市町村は、児童の健全な育成に資するため、その区域内において、放課後児童健全育成事業並びに子育て短期支援事業及び次に掲げる事業であつて主務省令で定めるもの（以下「子育て支援事業」という。）が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 適当な施設において保護者の児童の養育を支援する事業</p> <p>三 （略）</p>	<p>第二十一条の八 市町村は、次条に規定する子育て支援事業に係る福祉サービスその他地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスが積極的に提供され、保護者が、その児童及び保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況に応じて、当該児童を養育するために最も適切な支援が総合的に受けられるように、福祉サービスを提供する者又はこれに参画する者の活動の連携及び調整を図るようすることその他の地域の実情に応じた体制の整備に努めなければならない。</p> <p>第二十一条の九 市町村は、児童の健全な育成に資するため、その区域内において、放課後児童健全育成事業及び子育て短期支援事業並びに次に掲げる事業であつて主務省令で定めるもの（以下「子育て支援事業」という。）が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 保育所その他の施設において保護者の児童の養育を支援する事業</p> <p>三 （略）</p>

第五十六条の八 保育の実施への需要が増大している市町村（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。以下この条において「特定市町村」という。）は、保育の実施の事業及び主務省令で定める子育て支援事業（就学前の子どもに関する保育及び子育て支援の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第 号）第二条第三項に規定する子育て支援事業を含む。以下この条、次条及び第五十九条の七において同じ。）その他児童の保育に関する事業であつて特定市町村が必要と認めるものの供給体制の確保に関する計画を定めるものとする。

②⑤（略）

第五十九条の七（略）

② この法律における主務省令は、厚生労働省令とする。ただし、子育て支援事業に該当する事業のうち厚生労働大臣以外の大臣が所管するものに関する事項については、厚生労働大臣及びその事業を所管する大臣の発する命令とする。

第五十六条の八 保育の実施への需要が増大している市町村（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。以下この条において「特定市町村」という。）は、保育の実施の事業及び主務省令で定める子育て支援事業その他児童の保育に関する事業であつて特定市町村が必要と認めるものの供給体制の確保に関する計画を定めるものとする。

②⑤（略）

第五十九条の七（略）

② この法律における主務省令は、厚生労働省令とする。ただし、第二十一条の九各号に掲げる事業に該当する事業のうち厚生労働大臣以外の大臣が所管するものに関する事項については、厚生労働大臣及びその事業を所管する大臣の発する命令とする。

改正案	現行
<p>（市町村及び都道府県に対する交付金の交付等）</p> <p>第十一条 国は、市町村又は都道府県に対し、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置の実施に要する経費に充てるため、<u>政令</u>で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>（主務大臣）</p> <p>第二十二條 第七條第一項及び第三項から第五項までにおける主務大臣は、行動計画策定指針のうち、市町村行動計画及び都道府県行動計画に係る部分並びに一般事業主行動計画に係る部分（雇用環境の整備に関する部分を除く。）については内閣総理大臣、厚生労働大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とし、その他の部分については厚生労働大臣とする。</p> <p>2 第九條第四項及び第十條第二項における主務大臣は、<u>内閣総理大臣</u>、厚生労働大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とする。</p>	<p>（市町村及び都道府県に対する交付金の交付等）</p> <p>第十一条 国は、市町村又は都道府県に対し、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置の実施に要する経費に充てるため、<u>厚生労働省令</u>で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>（主務大臣）</p> <p>第二十二條 第七條第一項及び第三項から第五項までにおける主務大臣は、行動計画策定指針のうち、市町村行動計画及び都道府県行動計画に係る部分並びに一般事業主行動計画に係る部分（雇用環境の整備に関する部分を除く。）については厚生労働大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とし、その他の部分については厚生労働大臣とする。</p> <p>2 第九條第四項及び第十條第二項における主務大臣は、厚生労働大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とする。</p>

改正案	現行
<p>（所掌事務）            第四条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>一〇五十四 （略）</p> <p>五十四の二 こども園（就学前の子どもに関する保育及び子育て支援の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第号）第三条に規定するものをいう。）に<u>関すること、子育て支援事業（同法第二条第三項に規定するものをいう。）に<u>関すること（他省の所掌に属するものを除く。）並びに就学前の子どもに関する保育及び子育て支援の総合的な提供に関する関係行政機関の事務の連絡調整並びにこれに伴い必要となる当該事務の実施の推進に<u>関すること。</u></u></u></p> <p>五十五〇六十一 （略）</p>	<p>（所掌事務）            第四条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>一〇五十四 （略）</p> <p>五十五〇六十一 （略）</p>